

平成28年度 第1回

# 大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成28年8月10日（水）

午前10時～午前11時

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

# 議 題

## 【審議案件】

議第408号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第409号「北部大阪都市計画道路の変更」について

議第410号「東部大阪都市計画道路の変更」について

議第411号「南部大阪都市計画道路の変更」について

平成28年度第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	小林 潔 司	京都大学大学院教授	出	会長
2		矢守 克 也	京都大学教授	出	会長代理
3		塚口 博 司	立命館大学教授	出	
4		近藤 明	大阪大学大学院教授	出	
5		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出	
6		嘉名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	出	
7		加我 宏 之	大阪府立大学大学院准教授	欠	
8		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	出	
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	欠	
10		乾 惠美子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		中川 元	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	池森 啓 雄	近畿経済産業局長	欠	
13		池田 豊 人	近畿地方整備局長	出	代理:環境調整官 寺山 正樹
14		若林 陽 介	近畿運輸局長	出	代理:計画調整官 川合 宏和
15		樋口 眞 人	大阪府警察本部長	欠	
16	府議会議員	西林 克 敏	府議会議員(維新)	出	
17		うるま 讓 司	府議会議員(維新)	出	
18		上田 健 二	府議会議員(維新)	出	
19		やまのは 創	府議会議員(維新)	出	
20		西川 のりふみ	府議会議員(自民)	出	
21		松本 直 高	府議会議員(自民)	出	
22		肥後 洋一朗	府議会議員(公明)	出	
23		山下 浩 昭	府議会議員(公明)	出	
24	市町村の長を 代表する者	田中 誠 太	大阪府市長会会長	出	
25		松本 昌 親	大阪府町村長会会長	出	
26	市町村議会の 議長を代表 する者	中山 敏 数	大阪府市議会議長会会長	出	
27		井上 昭 司	大阪府町村議長会会長	出	
28	大阪市長及び 大阪市会議長	吉村 洋 文	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均
29		木下 誠	大阪市会議長	出	代理:大阪市の副議長 加藤 仁子

※ 委員29名中25名出席

平成28年度第1回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	田尻町長	栗山 美政	議第408号	出
2	田尻町議会副議長	明貝 一平	議第408号	出
3	八尾市長	田中 誠太	議第410号	出

平成28年度第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村 庄平	欠	
2	都市整備部技監	井出 仁雄	出	
3	事業管理室長	山田 順一	出	
4	都市計画室長	柴崎 啓二	出	
5	計画推進課長	大森 浩一	出	臨時幹事:計画推進課参事 山野 光昭 臨時幹事:計画推進課参事 中村 純二
6	交通道路室長	森岡 武一	※	臨時幹事:道路整備課参事 安渡 優
7	河川室長	福井 淳太	※	臨時幹事:河川整備課主査 久保田 篤
8	下水道室長	長谷川 明巧	※	臨時幹事:事業課課長補佐 丸毛 篤也
9	港湾局長	辰谷 義明	欠	
10	住宅まちづくり部長	堤 勇二	欠	
11	住宅まちづくり部技監	山下 久佳	欠	
12	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	出	
13	都市居住課長	三崎 信顕	欠	
14	建築指導室長	澤田 範夫	出	
15	住宅経営室長	山添 光訓	欠	
16	危機管理室長	武井 義孝	出	
17	企画室長	吉田 真治	欠	
18	市町村課長	土屋 俊平	※	臨時幹事:市町村課副主査 立川 雅朗
19	福祉総務課長	中川 和明	欠	
20	健康医療総務課長	西野 誠	欠	
21	環境衛生課長	山形 三津留	欠	
22	商工労働総務課長	生澤 克彦	※	臨時幹事:商工労働総務課総括主査 築澤 慎一
23	みどり推進室長	勝又 章	※	臨時幹事:みどり推進室森づくり課参事 池口 直樹
24	循環型社会推進室長	棗 一彦	出	
25	環境管理室長	中西 康雄	欠	
26	農政室長	南部 和人	※	臨時幹事:農政室整備課課長補佐 中野 千治
27	府民文化総務課長	奥平 薫	※	臨時幹事:府民文化総務課総括主査 橋本 賢二
28	教育総務企画課長	後藤 克己	※	臨時幹事:教育総務企画課副主査 岩倉 涼子
29	施設財務課長	土佐 泰豊	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 渋谷 正利
30	文化財保護課長	星住 哲二	※	臨時幹事:文化財保護課総括主査 中西 裕見子
31	府警本部交通規制課長	横山 晃司	※	臨時幹事:交通規制課管理官 左近 昭紀

平成28年度第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	田尻町事業部長	森 茂	議第408号	出
2	田尻町都市政策課長	角 眞治	議第408号	出
3	茨木市都市整備部長	鎌谷 博人	議第409号	出
4	茨木市都市整備部次長兼都市政策課長	田邊 武志	議第409号	出
5	八尾市都市整備部長	宮田 哲志	議第410号	出
6	八尾市都市基盤整備課長	米重 豊裕	議第410号	出
7	藤井寺市都市整備部長	金森 俊幸	議第411号	出
8	藤井寺市都市計画課長	木村 浩	議第411号	出

# 目 次

1 開会.....	1
2 議第408号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について.....	6
3 議第409号「北部大阪都市計画道路の変更」について.....	10
4 議第410号「東部大阪都市計画道路の変更」 議第411号「南部大阪都市計画道路の変更」について.....	12





## 1 開 会

(午前10時開会)

**【司 会】** 皆様おはようございます。審議会の開催に当たりまして、事務局から御協力をお願いを申し上げます。携帯電話はマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

次に、報道関係の皆様には、審議会の開会后5分間はフリーで撮影していただいて結構ですが、その後は審議の妨げにならない範囲で取材をしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中は御静粛をお願いいたします。

なお、本日は夏のエコスタイル取り組み期間中でありまして、大阪府としましては、エコスタイルの奨励といたしまして、幹事、事務局の服装は軽装とさせていただきます。御了解願います。

それでは、大変お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日の審議会は29人中25人の委員の方々に御出席をいただき、臨時委員を含めまして、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

なお、本日の審議案件は4件でございますが、そのうち議第410号については、八尾市が関連市であるため、当該案件のみ大阪府市長会会長の

田中委員におかれましては、八尾市の、八尾市臨時委員として御審議に御参加いただきます。

また、本審議会は公開で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議会の開会に当たり、都市整備部技監の井出から御挨拶申し上げます。

**【幹事 井出技監】** 皆さんおはようございます。

平成28年度第1回大阪府都市計画審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、連日の猛暑が続く中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろから都市計画を初め、都市整備行政の推進に格別の御指導、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、人や企業が、訪れたい、仕事をしたいと思える大阪、全ての世代の府民の皆様が、ここで生まれ、育ち、暮らしてよかったと実感できる大阪の実現を目指しております。

このような大阪の実現に向け、都市整備部では、道路や河川などの都市基盤施設の整備や維持管理を通じて、大阪・関西の成長と府民の安全・安心の確保に向けた取り組みを進めております。

また、まちづくりにつきましては、民間投資を呼び込む拠点づくりを着実に推進しており、箕面森町の施設誘致地区では、昨年7月に販売を開始して以降、造成中にもかかわらず、20区画中、現在17区画が契約済みとなっております。

あわせて、第二京阪道路、大阪外環状線等の幹線道路の沿道や、北大阪急行延伸地域等の鉄道沿線のまちづくりを、地元市や関係者と協力しながら推進しており、良質な都市空間の形成につなげてまいります。

そのためにも、まちづくりの基本となる都市計画の役割は重要であり、府内市町村を初め関係者の皆様の御協力を賜りながら、着実に取り組んでまいります。

本日は、南部大阪都市計画区域区分の変更など4件について御審議いただくこととなっております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【司 会】**      ありがとうございます。

続きまして、前回の審議会開催以降、新たに当審議会委員に御就任いただいた方が多数おられますので、本日、御本人に御出席いただいております新委員の皆様を御紹介させていただきます。

初めに、今年度御就任いただいた大阪府議会議員の委員の方々を御紹介いたします。

西林委員でございます。

うるま委員でございます。

上田委員でございます。

**【上田 委員】**      よろしく申し上げます。

**【司 会】**      やまのは委員でございます。

**【やまのは 委員】**      よろしく申し上げます。

**【司 会】**      西川委員でございます。

**【西川 委員】**      おはようございます。よろしく申し上げます。

**【司 会】**      松本委員でございます。

**【松本 委員】**      よろしく申し上げます。

**【司 会】**      肥後委員でございます。

**【肥後 委員】** よろしく申し上げます。

**【司 会】** 山下委員でございます。

**【山下 委員】** よろしく申し上げます。

**【司 会】** 続きまして、大阪府市議会議長会会長の中山委員でございます。

**【中山 委員】** よろしく申し上げます。

**【司 会】** また、本日は、先ほど報告いたしました田中委員のほか臨時委員の2名の方々に御出席いただいております。御紹介します。

議第408号議案に関連して、田尻町長、栗山委員でございます。

田尻町議会副議長、明貝委員でございます。

**【明貝 委員】** よろしく申し上げます。

**【司 会】** なお、お配りした委員配席表には、加我委員の記載がございますが、本日、公務のため、御欠席との御連絡をいただいておりますので、申し伝えます。

御紹介は以上でございます。よろしく申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧ください。

- 1、配付資料一覧及び委員配席表で、これは両面になっております。
- 2、大阪府都市計画審議会条例及び規則
- 3、議題及び付議案件一覧。これは両面になっておりまして、並びに委員名簿及び幹事名簿。これは両面になっております。
- 4、資料1、審議会議案書。
- 5、資料2、審議会資料。
- 6、資料3、平成28年度第2回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方。

7、資料4、南部大阪都市計画区域区分の変更に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

8、資料5、東部大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

9、資料6、平成28年度第2回大阪府都市計画公聴会速記録。

以上、資料は9点でございます。

なお、委員の皆様には議案説明時のパワーポイントの表示画面を議案ごとにまとめた補助資料もお手元に配付しております。

漏れている資料はございませんでしょうか。漏れている資料がございましたら、お伝えください。

それでは、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項において、当審議会の会長が、当会議の議長になると定められておりますので、小林会長に議事進行をお願いしたいと思います。

小林会長、よろしく申し上げます。

**【小林 会長】** はい。おはようございます。

本審議会の会長を務めております小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、本日はお忙しいところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから、平成28年度第1回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、御審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、南部大阪都市計画区域区分の変更を含みます4議案でございます。

最初に御審議いただきますのは、議第408号でございます。

その内容について、幹事に説明させます。

## 2 議第408号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

**【幹事 大森計画推進課長】** 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課長の大森でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議第408号、南部大阪都市計画区域区分の変更について、御説明いたします。

資料1、議案書の1ページから4ページ、資料2、議案書資料の1ページから4ページでございます。

まず、区域区分の変更、いわゆる、市街化区域及び市街化調整区域の変更について、説明いたします。

大阪府では、概ね5年に1度、府内一斉の見直しを実施しておりまして、昨年度の都市計画審議会において、第7回目の一斉見直しについて御承認を頂き、3月末に告示したところでございます。

この一斉見直し時において、今後5年以内に事業実施が見込まれる地区の位置を保留区域として設定しておりまして、この地区に関しては、計画的な開発事業や土地利用の計画が明確になった時点で、都市計画の手続を進め、市街化区域に編入することができます。

南部大阪都市計画区域においては、10地区を保留区域として位置付けており、今回は関西国際空港2期島の一部において、土地利用の計画が明確になったことから、市街化区域へ編入するものです。

関西国際空港について、説明いたします。

関西国際空港は、平成6年に1期島が開港しました。その後、平成19年に第2滑走路、平成21年に国際貨物地区、平成24年にLCCターミ

ナル、いわゆる第2ターミナルが供用開始されました。平成29年にLCCターミナル、いわゆる第3ターミナルの供用開始が予定されております。

区域区分変更の考え方について説明いたします。

大阪府では、昭和45年の区域区分の当初決定時から、土地利用を図ることを目的に、公有水面埋立法に基づき造成する区域については、市街化区域に指定してきております。

関西国際空港は、同法に基づき全域埋立により造られた施設であることから、本来、全域、市街化区域とするところですが、陸地から約5キロメートル沖合に造られた海上空港であることや、他に同様の事例もなかったことから、1期島の区域区分を決定する際に、唯一の地権者である関西国際空港株式会社や地元2市1町と協議等を重ね、関西国際空港の区域区分の考え方を、次のとおり整理いたしました。

1期島では、開港とほぼ同時期に、大阪府都市計画地方審議会の承認をいただき、旅客ターミナル地区、国際貨物地区、国内貨物地区の他、旅客の乗降、貨物の積卸、機体整備等を行う駐機場地区などは、市街地の形成や都市活動が営まれることから市街化区域に区分いたしました。

また、滑走路、誘導路は、市街化調整区域に区分いたしました。

2期島では、この1期島と同様の考え方に基づき、平成22年度には国際貨物地区、平成24年度にはLCCターミナル地区、平成26年度には国際貨物地区駐機場を市街化区域に編入しております。

今回、平成24年度に市街化区域に編入した区域に隣接する区域において、LCCターミナル、駐機場、駐車場としての土地利用が確定したことから、約18ヘクタールの区域を市街化区域に編入しようとするものでございます。

また、田尻町が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきまし

ては、準工業地域に定める用途地域の変更が、本年6月24日に開催されました田尻町都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

都市計画の案の作成にあたり、平成27年12月1日から2週間、公述人の募集をいたしましたが、公述の申出はございませんでした。

また、本年5月9日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、1通、意見書が提出されました。

意見書の要旨とそれに対する大阪府の見解を御説明いたします。

意見書の要旨は、資料4に記載しております。

関西国際空港の整備は、無秩序な市街地拡大や計画的でない市街地が形成されることはあり得ない。

中部国際空港及び神戸空港という同様の海上空港の事例が存在しているので、両空港と同様の考え方に立脚して区域区分が再整理されるべき。

「都市活動の有無」を市街化区域編入の要件としていることの根拠を示されたい。

また、駐機場の機能や制限、運用実態からも、駐機場が「都市活動」の場とみなされることは理解し難い。駐機場地区は、市街化調整区域に区分することが妥当。という意見でございます。

これらに対する大阪府の見解は、先ほどご説明しましたとおり、土地利用を図ることを目的に、公有水面埋立法に基づき造成する区域については、市街化区域に指定しておりまして、関西国際空港は、全域埋立により造成されており、本来、全城市街化区域とするところ、1期島の区域区分変更時に、関西国際空港株式会社、地元2市1町と協議等を重ね、区域区分の考え方を整理しました。

その中で、市街地の形成や都市活動を営んでいる区域は市街化区域とし



ており、駐機場地区は、旅客の乗降、貨物の積卸し、機体整備等の都市活動を営んでいることから、市街化区域へ編入することと整理しております。

今回の区域区分の変更についても、これまでと同様の考え方にに基づき、駐機場地区は市街化区域へ編入することが適切であると考えております。

なお、空港毎に区域区分は異なっており、参考に他の空港における区域区分についてもご説明いたします。

伊丹空港は全域、市街化区域であり、羽田空港は、施設の拡張に伴い沖合展開した区域も含め、全域、市街化区域でございます。

また、成田空港は、全城市街化調整区域であり、中部国際空港、神戸空港、関西国際空港は、市街化区域と市街化調整区域に区分されております。

また、その他の意見としては、区域区分を判断された根拠が明確でない以上、税負担に関しては不公平感がぬぐえない。という意見がありました。が、それに対する府の見解としては、区域区分の変更は、土地利用の状況等から判断するものであって、税負担の観点から判断するものではありません。

説明は以上でございます。

**【小林 会長】** はい、ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

ございませんか。

御意見がございませんようですので、表決に入りたいと思います。

議第408号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【小林 会長】** ありがとうございます。

御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第409号でございます。

その内容について、幹事に説明をさせます。

### 3 議第409号「北部大阪都市計画道路の変更」について

**【幹事 大森計画推進課長】** 議第409号、「北部大阪都市計画道路の変更」につきまして、御説明いたします。

議案書の5ページから8ページ、審議会資料の5ページから8ページをご覧ください。

本案件は、茨木市域における都市計画道路総持寺太田線につきまして、一部区間及び交通広場の廃止並びに名称の変更を行うものでございます。

本路線は、阪急京都線総持寺駅から、都市計画道路十日市富田線までの延長約2,380メートル、幅員16メートル、2車線で計画され、このうち国道171号より北側につきましては、既に整備が完了し、国道171号より南側につきましては、府道総持寺停車場線と重複しておりますが、未整備となっております。

また、阪急京都線総持寺駅前には、面積約1,300平方メートルの総持寺駅前交通広場が計画されておりますが、未整備となっております。

本路線の国道171号から阪急総持寺駅までの延長約1,240メートル区間の現状につきましては、2車線が確保された車道空間約6.5メートルに、約1.5メートルと約2.0メートルの歩道空間を両側に確保した幅員約10メートルの現道があり、その西側には、幅約3メートルの茨木市が管理する水路が並行しております。

現在、平成30年春のJR東海道本線の新駅開業に合わせて、公共用地であるこの水路のボックス化による歩道空間の拡幅整備を進めていること

から、車道空間7メートルに、歩道空間が両側2.5から3メートルに拡幅される予定であります。

これにより、整備後は都市計画で定められた幅員16メートルに対して、約12から13メートルとなります。

以上の状況を踏まえて、本路線の計画の必要性及び事業の実現性を改めて見直した結果、鉄道駅へのアクセス機能を有しているため、交通安全上の必要性はあるものの、都市計画で定められた幅員16メートルの道路整備の実現性は低く、今回の歩道空間の拡幅整備により、一定の交通安全機能が確保されることから、廃止としております。

また、阪急総持寺駅前には、茨木市において、阪急総持寺駅西口駅前交通広場、約2,900平方メートルを新たに計画決定することから、未整備である総持寺駅前交通広場、約1,300平方メートルにつきましては、廃止するものであります。

以上により、国道171号から阪急総持寺駅までの延長約1,240メートルの区間及び総持寺駅前交通広場につきましては、都市計画を廃止するものであります。

また、これにより、本路線の国道171号より北側の延長約1,140メートル区間につきましては、名称を3・4・211-13号太田線とするものであります。

なお、阪急総持寺駅西口駅前交通広場の計画決定につきましては、7月22日に開催された茨木市都市計画審議会で承認されております。

この案件につきまして、今年3月に地元説明会を開催し、変更内容の説明を行いました。

また、公聴会での公述の申し出及び都市計画法第17条に基づく案の縦覧に対する意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

**【小林 会長】** はい、ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。

ございませんか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

**【小林 会長】** それでは、表決に入ります。

議第409号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**【小林 会長】** 御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第410号でございますが、次の411号と相互に関連する内容がございますので、一括して幹事に説明をさせていただきます。

#### 4 議第410号「東部大阪都市計画道路の変更」

##### 議第411号「南部大阪都市計画道路の変更」について

**【幹事 大森計画推進課長】** 議第410号「東部大阪都市計画道路の変更」及び議第411号「南部大阪都市計画道路の変更」の2案件は、相互に関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案書9ページから15ページ、審議会資料9ページから15ページをご覧ください。

本案件は、八尾市域における都市計画道路八尾富田林線につきまして、

位置、延長、車線数、幅員及び名称等の変更を行うとともに、藤井寺市域における都市計画道路八尾富田林線につきまして、車線数、幅員及び名称等の変更を行うものでございます。

本路線は、八尾市域の都市計画道路大阪柏原線から、藤井寺市、羽曳野市、堺市を經由し、富田林市域の都市計画道路狭山河南線までを結ぶ延長約11.4キロメートルの南北方向の広域的な幹線道路として計画され、大阪中央環状線と大阪外環状線による広域的な交通を補完し、災害時は、大阪府中部広域防災拠点へのアクセス道路として、防災上重要な路線でございます。

今回、本路線の災害時における通行車両の取扱いによる車線数の見直しと、八尾空港の空港用地の活用等から、計画内容を変更するものでございます。

まず、道路構造につきまして、八尾市域の現計画では、交通処理上、必要な4車線に加え、災害時に緊急車両のための専用レーン2車線を確保することで、車道6車線、標準幅員36メートルとなっておりますが、今回、災害時に一般車両の通行を制限し、緊急車両のみを通行させることから、車道4車線、標準幅員25メートルに変更するものです。

また、藤井寺市域では、府道大阪羽曳野線及び都市計画道路小山松原線との交差構造につきまして、交差点での交通処理を再検討した結果、平面交差での交通処理が可能であることから、立体交差を平面交差に変更するものであります。

これに伴い、現計画では、交通処理上、必要な車道4車線に加え、立体交差により必要となる副道2車線を確保した車道6車線、標準幅員39メートルとしていたものを、今回、平面交差となることから、車道4車線、標準幅員25メートルに変更するものであります。

具体的な幅員構成につきましては、両市域ともに、車道幅員3.25メートル、4車線に、中央分離帯1.5メートルを設け、両側に自転車歩行者道として、幅員3.5メートル、植樹帯として、幅員1.25メートルを確保することから、標準幅員2.5メートルとしております。

次に、八尾市域のルートにつきましては、八尾空港を管理する国土交通省との協議の結果、B滑走路の運用が見直されたことにより、空港北濠沿いのルートから可能な限り空港用地等の公共用地を活用したルートに変更するものであります。

これにより、本路線から大阪府中部広域防災拠点へは、直接アクセスが可能となります。

以上により、本路線につきましては、八尾市域において、延長約2,300メートルを約2,260メートルとし、車線数を6車線から4車線に、標準幅員を3.6メートルから2.5メートルに、名称を3・2・212-47号八尾富田林線から3・3・212-47号八尾富田林線にそれぞれ変更するものであり、藤井寺市域において、車線数を6車線から4車線に、標準幅員を3.9メートルから2.5メートルに、名称を3・2・226-1号八尾富田林線から3・3・226-1号八尾富田林線にそれぞれ変更するものであります。

この案件について、本年4月に両市それぞれ2回ずつ地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。

また、5月13日に公聴会を開催し、4件5名の公述がありました。

さらに、6月16日から30日までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、2通の意見書が提出されました。

公聴会における公述の要旨と大阪府の見解につきましては、お配りしております、資料3に記載しております。

意見書の要旨と大阪府の見解につきましては、お配りしております、資料5に記載しております。

公聴会における4件の公述及び案の縦覧における2通の意見書につきましては、同趣旨の内容もございましたことから、大きく分類しますと、「広域幹線道路」、「防災」、「ルート・構造」、「八尾市のまちづくり」及び「事業・環境」の五つの項目となり、意見の概要と大阪府の見解につきまして、それぞれ項目ごとに御説明いたします。

まず、1項目目の「広域幹線道路」に関しては、大きく分けて2点あり、その1点目の意見の概要は次の通りでございます。

旧中環の交通量が極端に少ない中で、この道路を拡張してやる意味合いが、理解できない。

既存道路では将来の交通量が処理できない数値的根拠の説明が欲しい。

本当に中央環状線と外環状線を補完する道路をつくるなら、4車線並の道路を25号線、JR、近鉄を越えていく道路をつくるはずなのに、「大阪柏原線から北側は都市計画道路東大阪中央線が大阪中央環状線と大阪外環状線の交通量を補完する」と回答されているが、東大阪市において東大阪中央線は大半が廃止となっており、幹線道路として成立しない。広域幹線道路の実現を目的にするならば、課題が山積みしており、もっと時間と予算を費やすこととなる、という御意見でございます。

これに対する府の見解は、本路線は、大阪柏原線から富田林市内の狭山河南線までの広域的な道路ネットワークを形成する広域幹線道路として計画するものであり、大阪中央環状線と大阪外環状線を補完するものであります。

八尾市南部地域における南北方向の広域的な断面交通量は、1日当たり約14万台と予測され、大阪中央環状線の6車線と、大阪外環状線の4車

線に、本路線は4車線とすることで、交通処理が可能と考えております。

大阪柏原線から北側につきましては、広域幹線道路として東大阪中央線から都市計画道路大阪楽音寺線に接続し、広域的な道路ネットワークを形成します。目指すべき道路ネットワークを実現するために、順次整備を進めてまいります。

次に、「広域幹線道路」に関する2点目の意見の概要は次の通りでございます。

既存道路に追加して新たな道路が必要となり、それが高架道路4車線と副道1車線も必要だという結論になった数値解析・シミュレーション結果を開示すべき。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、本路線の旧大阪中央環状線と重複する区間につきましては、地域交通と広域交通を分離することで、円滑な交通処理が可能な構造としており、地域交通を処理する旧大阪中央環状線の2車線に加え、広域幹線としての本路線4車線と車両の出入りを確保するために副道を1車線設置しています。

次に、2項目目の「防災」に関する意見の概要は、次の通りでございます。

防災拠点開設という既成事実をつくり、そののち、防災拠点機能上不可欠な道路を強引につくるという進め方は承服できない。防災拠点が20年前のままありきで、防災計画全体が再考されたのか疑問。防災拠点が1に対して道路も1という計画は非常に脆弱。防災拠点を複数箇所へ分散するといった計画がなされない限り防災拠点が役立たない結果となる。25メートルの大きな道路をつくるんじゃなくて、分散化して、複数箇所を設置すべき。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、平成9年に大阪府中部広域防災拠点の計画と



合わせて本路線を計画し、防災拠点の整備と合わせて事業着手して一部用地買収も行いましたが、府の財政状況により、道路事業は休止となっております。

しかし今回、事業化を目指して、本路線のルート・構造等の計画内容を見直すものです。

大阪府地域防災計画は社会情勢の変化に応じて見直しを行っておりますが、中部広域防災拠点につきましては八尾空港の機能を最大限に活かせることから当該地を位置づけています。

また、府内には広域防災拠点3箇所を設置し、八尾市地域防災計画においても地区防災拠点を複数設置しております。

中部広域防災拠点へのアクセスにつきましては、既存の広域緊急交通路等により、大阪中央環状線や大阪外環状線への複数ルートを確認しておりますが、本路線が整備されれば主要アクセス道路となり、さらに防災機能の強化が図られることとなります。

次に、3項目目の「ルート・構造」に関しては、大きく分けて5点あり、その1点目の意見の概要は次の通りでございます。

なぜ新たにカーブ道路をつくる必要があるのか。なぜ旧中環道の東側につくるのか。沿線立ち退きを軽減できる旧中環西側敷地を活用しない理由とは。「可能な限り変更したくない」というのが大阪府の本音なのか。大正コミュニティセンター横に大和川にのぼるような側道があって、それを活用するのはどうか。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、道路線形につきましては、藤井寺市域の都市計画との整合、八尾空港の空域制限への配慮、可能な限り既に計画決定されている都市計画道路区域内での変更、空港等の公共用地の活用及び道路構造令の準拠等に基づき、計画しております。

また、本路線は平成9年に都市計画を決定しており、既に藤井寺市域では用地買収も進んでいることも考慮しながら、可能な限り新たな地権者に影響を与えないよう都市計画区域内での変更を基本としております。

次に、「ルート・構造」に関する2点目の意見の概要は次の通りでございます。

なぜ豪華な高架道路をつくる必要があるのか。既存の空港道路とその敷地を最大限活用せず、立退きが大いに発生するスロープ道路にこだわる理由は。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、本路線が高架構造となる理由としては、大和川の堤防高さや、旧大阪中央環状線、都市計画道路若林沼線等の道路空間を確保するため、大和川から太田新町1丁目交差点付近までは、高架構造による立体交差となり平面交差はできません。

次に、「ルート・構造」に関する3点目の意見の概要は次の通りでございます。

旧中環道と計画道路それぞれの道路に対するつながり、アクセスの方法が非常に美しくなく煩わしい。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、旧大阪中央環状線へのアクセスにつきましては、道路構造令に準拠して設計している連絡道路を設けます。

次に、「ルート・構造」に関する4点目の意見の概要は次の通りでございます。

今回の計画について、空港の用地を使うという点で前の案から比べると受け入れやすい。ただ、空港沿いの住居の方に、侵入しないで、道路を設計していただけるようお願いしたい。計画を変更するのであれば、提示の計画より八尾空港敷地を活用した計画に変更する。または当初予定から変更しない。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、今回の都市計画変更は、空港等の公共用地を可能な限り活用し、東西方向のA滑走路の運用に支障を及ぼさない範囲の限界まで線形を変更し、道路構造令に準拠した曲線にて設計しております。

次に、「ルート・構造」に関する5点目の意見の概要は次の通りでございます。

大和川の河川敷がある。そこを広げて、道路をつくるほうが費用も掛からず、立ち退きも完全になくなるので、検討をお願いしたい。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、大和川堤防敷の拡幅につきましては東西方向の強化であり、本路線は広域的な南北方向の交通緩和に資する路線であるため、期待される効果が発揮されないと考えております。

次に、4項目目の「八尾市のまちづくり」に関する意見の概要の要旨は次の通りでございます。

計画道路をつくれれば、かえって八尾南駅周辺は、さびれていく。本当に八尾南駅周辺を都市化したいのならこんなバイパス道路を計画するわけがない。八尾南駅周辺が都市化とは真っ向反対の計画としか思えない。八尾南駅周辺地区を車両が通過していくバイパス道路をつくること、なぜ八尾南駅周辺の活性化に寄与するのか。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、八尾市都市計画マスタープランにおいて、地下鉄八尾南駅周辺につきましては、新都市核として都市機能を強化しつつ、良好な地区環境の形成に努める地区として位置づけられており、本路線は当該地区と近鉄八尾駅周辺の中心核を結ぶ都市軸の一部として、まちづくりや地域の活性化に寄与すると位置づけられております。

また、地下鉄八尾南駅周辺とは、連絡道路を設けて直接接続しており、本路線の整備により新たなまちづくりや、地域の活性化に寄与するものと

考えております。

最後に、5項目目の「事業・環境」に関しては、大きく分けて2点あり、その1点目の意見の概要は次の通りでございます。

大阪柏原線までつなげるというのが、凍結になったとしたときに、この25メートルの道路を田井中まで伸ばして行って、その道路につなげると、そこで完全に糞づまりになる。空港の北濠と平野川を一方通行にして、防災拠点との間で迂回路として利用できたら、南木の本の中を抜ける車が少なくなる。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、事業実施にあたっては道路事業者として、大阪柏原線は着手時期が未確定であることを踏まえ、市道木ノ本田井中線までの暫定整備を想定しており、事業効果を見極めながら着手する範囲や部分供用等も検討してまいります。

合わせて、周辺道路の一方通行等の交通規制についても、交通管理者である警察や市道管理者と詳細な検討及び協議を行い、地元自治会と協議のうえ、適切な対応を行ってまいります。

なお、大阪柏原線につきましては、国道25号のバイパスとして必要と考えており、今後も国に対して事業化を要望してまいります。

次に、「事業・環境」に関する2点目の意見の概要は次の通りでございます。

用地の買収にあたっての補償の仕組み等、住居の転居の必要がある場合の用地の確保等の協力があるのか。もう少し直接的な、こじんまりとした説明会で、本当の当事者が質問できるような場をつくってほしい。

敷地の一部が取り上げられるのか等、不明確。現状の地図を踏まえた上での計画提示を望む。さらに、既に事業化され完遂された同様の道路都市計画において、予測値と稼働後の実態値を示していただきたい。提示され

た環境測定値や想定値に疑心暗鬼。具体的な生活の場面に沿って提示するとともに、対策によりどれくらい改善されるのかを提示し、事業化に向けて盛り込んでもらいたい。という御意見でございます。

これに対する府の見解は、事業実施に当たっては道路事業者として、現地測量や詳細設計を踏まえて、詳細な図面を提示し、用地買収時の補償内容等についても、個別に詳細な説明をさせていただきます。

本路線の変更は環境影響評価の対象外ですが、道路事業者として任意の環境影響評価を行っており、基準値を超過する場合には、可能な範囲で適切に対策を講じることと考えています。

今回の環境影響評価の予測手法は、実測データをもとに作成された予測式を用いております。

なお、事業に関する説明会を開催するなど、具体的な対策も含め環境への影響についても、地域の皆様に丁寧に説明させていただきます。

説明は以上でございます。

**【小林 会長】** はい、ありがとうございました。

ただいま幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい、田中委員、お願いします。

**【田中 委員】** 済みません。大阪府市長会の会長で田中誠太と申します。

本来は都市計画審議会の委員として参加をさせていただいておりますが、地元市ということもございまして、臨時委員として御発言をさせていただきたいということでございます。

ただいま事務局から御説明がありました八尾富田林線の都市計画変更につきましてですが、数年にわたる大阪府の多大なる御努力によりまして、

本都市計画審議会に御審議いただくことになり、地元市といたしまして、大変ありがたく思っているところであります。

さて、本路線は広域ネットワークの観点から、大阪中央環状線、大阪外環状線を補完する広域幹線道路であり、南阪奈道路、西名阪自動車道、阪神高速大和川線と連携をし、本市の発展と振興に寄与する路線でございます。

また、防災の観点からは、平成23年3月の東日本大震災、ことしの4月に発生いたしました熊本地震、また、今後30年間で70%の確率で発生するとされております南海トラフ地震に備え、災害時に寄与する大阪府中部広域防災拠点へのアクセス道路として重要な道路でもございます。

今回の都市計画変更についてでございますが、大阪八尾空港敷地内へのルート変更について、国において承認されたことから、整備コストが縮減をされ、大きく実現性を高めたものだというふうに認識をいたしておりますと同時に、住民の負担軽減にも大変つながるといふふうに期待をいたしております。

また、大阪府都市整備中期計画において、事業化の方向で協議を進めていただいております。整備促進協議会の4市で長年にわたり要望してきた結果が出たものと考えております。

本路線の整備につきましては、地下鉄八尾南駅周辺のまちづくりの推進につながるものと期待をしており、事業推進に当たりましては、地域住民の皆様にご丁寧な説明をした上で、早期事業着手、事業完了に向けて、進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

**【小林 会長】** そのほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

はい。

**【川田 委員】** 大阪市の都市計画局長の川田でございます。

意見書にも出てるんですけど、この八尾市の地下鉄八尾南駅の周辺の新しい拠点づくりにとって、この八尾富田林線の整備って非常に重要だと思ってます。

それとあわせて、意見書にある、この連絡道路ですか、連絡道路の整備ってというのが非常に大事になってくると思いますので、これは意見、要望なんですけれども、整備促進に向けて、関係機関の調整であるとか、財源の確保であるとか、地域の方の御理解なんかをできるだけ確実にとっていただいて、着実に整備ができるようお願いしたいと思います。

**【小林 会長】** 御要望ですね。

そのほか、御意見、御質問。

はい。

**【西川 委員】** 西川でございます。

私は地元の選出の議員なんでございますけども、意見として、今回ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

都市計画道路というふうなことの位置づけはもちろんでございますけども、今回この大阪府中部広域防災拠点に通じるこの道路というふうなことで、非常に大きな位置づけの道路だというふうに考えております。

そういった面でも、できるだけここに対してのアクセス道路もしっかりと大阪府として協力を、八尾市と協力をしていただいて、つないでいただきたいと、中央環状線と外環状線のちょうど中間地点になる大阪府中部広域防災拠点ですので、ここはしっかりと防災の面から考えていただきたいというふうに思います。

大阪府下の中で1番大きな備蓄倉庫が、この大阪府中部広域防災拠点にございますので、どうかその辺も今後この道路に附属して促進をしていた

だけますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。

**【小林 会長】** はい、ありがとうございます。

そのほかの意見、御質問ございませんか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

**【小林 会長】** それでは、御異議がないようですので、この2議案につきましては、一括して採決します。

議第410号、411号を原案どおり承認することについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

**【小林 会長】** はい、ありがとうございました。

挙手多数ですので、この2議案は原案どおり可決いたしました。

以上で、本日の全ての審議は終了いたしました。

本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続を進めさせます。

委員の皆様方には、円滑な議事に進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

**【司 会】** 長時間にわたる御審議、どうもありがとうございました。

本日の御審議を踏まえ、大阪府において必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、平成28年度第1回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。



(午前11時閉会)